

令和2年2月定例会

小平・村山・大和  
衛生組合議会

日 時 令和2年2月19日（水）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場



# 小平・村山・大和衛生組合議会

## 令和2年2月定例会

日 時 令和2年2月19日（水）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

### 1. 出席議員（12名）

1 番 きせ恵美子	2 番 津本裕子
3 番 比留間洋一	4 番 山崎とも子
5 番 木戸岡秀彦	6 番 二宮由子
7 番 中村庄一郎	8 番 森田真一
9 番 石黒照久	10 番 鈴木明
11 番 波多野健	12 番 渡邊一雄

### 2. 欠席議員（0名）

### 3. 出席説明員

管 理 者 小林正則	副 管 理 者 尾崎保夫
副 管 理 者 藤野 勝	助 役 伊藤俊哉
会 計 管 理 者 石川進司	事 務 局 長 村上哲弥
総 務 課 長 谷川知治	業 務 課 長 田野倉勇
計 画 課 長 伊藤 智	参事(施設更新) 小暮与志夫
総務課長補佐 藤野信一	業 務 課 長 補 佐 三野正彦
計画課長補佐 片山 敬	

## 議事日程（第1号）

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 諸報告
- 第5 議案第1号 小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第6 議案第2号 専決処分（損害賠償の額の決定及び和解について）の承認を求めることについて
- 第7 議案第3号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第4号 令和元年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第3号）
- 第9 議案第5号 令和2年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について
- 第10 議案第6号 令和2年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算
- 第11 議案第7号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

午前9時30分 開議

○議長【中村庄一郎】 皆さん、おはようございます。議会前の貴重なお時間に皆さんにお集まりをいただきましてありがとうございます。本日は開会時間を30分早めまして9時半といたしましたのでご了承願いたいと思います。よろしく願いいたします。

また、議事終了後、議員説明会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。お手元の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

## 日程第1 議席の指定

○議長【中村庄一郎】 それでは、日程第1「議席の指定」を行います。

議席につきましては、会議規則第3条第2項により、ただいまご着席の席に定めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

## 日程第2 会期の決定

○議長【中村庄一郎】 続きまして、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長【中村庄一郎】 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第77条」の規定により、議長から指名申し上げます。

3番 比留間洋一議員

5番 木戸岡秀彦議員

11番 波多野健議員

以上、3名の方をお願いをいたします。

### 日程第4 諸報告

○議長【中村庄一郎】 続きまして、日程第4「諸報告」を行います。諸報告につきましては、閉会中にお手元に配付いたしました印刷物のとおり、組合議員の変更がございましたので報告いたします。

### 日程第5 議案第1号 小平・村山・大和衛生組合監査委員 の選任につき同意を求めることについて

○議長【中村庄一郎】 日程第5、議案第1号「小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。ただいま上程をされま

した議案第1号につきまして説明を申し上げます。

本案は、現在、監査委員をお願いしております三ツ寺俊行氏が、来る3月31日をもって任期満了を迎えますが、引き続き三ツ寺氏を監査委員に選任いたしたいと考え、議会の同意を賜りたく提案申し上げます。

三ツ寺氏は、組合の行財政運営が適切かつ効率的に行われるよう尽力をされ、すぐれた実績を上げてこられましたことはご承知のとおりでございます。財務管理に関する豊富な経験とすぐれた識見をお持ちであり、その高潔で誠実なお人柄は、監査委員として最善の方であると考えております。

何とぞご理解を賜りまして、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

以上が本案の内容でございます。

**○議長【中村庄一郎】** ありがとうございます。提案説明が終わりました。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論は省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長【中村庄一郎】** ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

直ちに採決をいたします。議案第1号「小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」、本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

**○議長【中村庄一郎】** ありがとうございます。挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

## 日程第6 議案第2号 専決処分（損害賠償の額の決定及び和解について）の承認を求めることについて

○議長【中村庄一郎】 続きつまして、日程第6、議案第2号「専決処分（損害賠償の額の決定及び和解について）の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第2号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、専決処分を行いました損害賠償の額の決定及び和解についてにつきましてご承認をいただくために提案をさせていただくものでございます。

事故の概要でございますが、令和元年10月16日に、小平市リサイクルセンター東側車道と六小通りとのT字路で、当組合の自動車が六小通りを西側から走行してきた自転車に接触し、自転車を転倒させたものでございます。示談につきましては、病院の検査費用など6万265円を損害賠償金として支払うことで合意に達したものでございます。なお、損害賠償金につきましては、組合が加入しております全国市有物件災害共済会により全額を充当したところでございます。

以上が本案の内容でございます。ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長【中村庄一郎】 ありがとうございます。提案説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。

○12番【渡邊一雄】 この交差点は、非常に見通しが悪いというお話はお聞きしたんですけれど、そこにミラーが設置されているということで、そこも、ミラーについても、角度が悪かったんじゃないかというようなお話も伺ったんですが、このミラーに関して、何か修正をするように要望したのかどうかというのが1つと、あと、運転に際して職員の皆様に、何かこの件を受けて、この



事故を受けて、何か指導というのは改めてしたのかどうか、2点伺います。

○総務課長【谷川知治】 ご質問いただきました1点目のミラーの関係でありますけれども、事故の当日に警察、110番をしまして到着した警察官には事情を説明しまして、警察のほうにはお話をしておりますので、その後、適切に対応していただけているのではないかというふうには思っています。確認はしておりませんが、その場で警察官の方には、その旨、確認はしていただいております。

また、事故を受けての職員への対処でありますけれども、文書を発してというようなことではございませんけれども、何分、人数が少ない職場でありますので、こうした事故があったことを受けて、口頭では職員には一層の留意をとということでは周知をしてございます。

以上でございます。

○12番【渡邊一雄】 幸い、大きなけがということにはならなかったということで、そこは幸いだったんですが、そのミラーに関しては、その後改善されたのかというのは、しっかり確認をしていただきたいということを要望しておきます。

○議長【中村庄一郎】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 討論なしと認め、直ちに採決をいたします。

議案第2号「専決処分（損害賠償の額の決定及び和解について）の承認を求

めることについて」、本案を議案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 日程第7 議案第3号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長【中村庄一郎】 続きまして、日程第7、議案第3号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第3号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、職員の給与の改定につきまして、民間における給与水準等を反映した東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様の改正を提案するものでございます。

改正の内容でございますが、来年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数を、それぞれ0.025月分引き上げ、年間の期末勤勉手当の支給月数を、現行の4.60月から4.65月とするものでございます。なお、本年度につきましては、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。また、再任用職員につきましても、同様に、来年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、年間の期末勤勉手当の支給月数を、現行の2.40月から2.45月とし、本年度につ

きましては、1 2 月期の勤勉手当の支給月数を 0. 0 5 月分引き上げるものでございます。

この勤勉手当の支給月数の引上げによる人件費の増加につきましては、おおむね 4 0 万円を見込んでおります。なお、これらの内容につきましては、職員全員に説明し、了承を得ているところでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和元年 1 2 月 1 日に遡及して適用するものでございます。

以上が、本案の内容でございます。

○議長【中村庄一郎】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 質疑を終了することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第 3 号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 日程第 8 議案第 4 号 令和元年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）

○議長【中村庄一郎】 続きますして、日程第 8、議案第 4 号「令和元年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第 4 号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和元年度の事業がおおむね終了いたしましたことにより、予算の係数整理を行い、また事務事業の執行に伴う補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,305 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 42 億 1,697 万 7,000 円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【村上哲弥】 令和元年度一般会計補正予算（第 3 号）につきまして説明いたします。

お手元の補正予算書の表紙を 1 枚おめくりください。

補正額でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3,305 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 42 億 1,697 万 7,000 円とするものでございます。

ページを 2 枚おめくりください。

左側のページ、第 2 表繰越明許費及び右側のページの第 3 表債務負担行為補正につきましては、後ほど歳出予算の補正と合わせまして説明させていただきます。

ます。

ページを4枚おめくりください。4ページ、5ページをお開きください。

歳入予算の補正内容につきまして説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項1目総務使用料は、資源物中間処理施設の建物内に設置された自動販売機1台分の使用料の増でございます。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金は、各基金に運用益、定期預金利子があったことにより増額するものでございます。

次に、5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、主に、後ほど説明いたします歳出の減に伴い減額するものでございます。

次に、7款諸収入、2項1目雑入は、施設廃材等の売払いがあったことなどによる増額でございます。また、資源物中間処理施設で選別等を行い、容器包装リサイクル協会へ引き渡したペットボトルに係る有償入札拠出金について、見通しに基づき歳入を計上いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出予算の補正内容につきまして説明いたします。

初めに、1款議会費では、昨年7月に実施されました行政視察に係る借上料等の残額などを減額するものでございます。

次に、2款総務費でございます。1項1目一般管理費のうち、1節報酬は、嘱託職員の時間外勤務が見込みより減となったことにより減額するものでございます。

2節給料及び3節職員手当等は、職員の異動等による変動分を減額するほか、職員の時間外勤務が見込みを上回ったことなどに伴う増額をするものでございます。

1 1節需用費は、組合の例規類集の加除が少なかったこと、職員に貸与する作業着等の被服の購入が少なかったことにより、消耗品費を減額するものでござ

ございます。

1 3 節委託料は、健康診断等委託では、2 次検診受診者の減により、広報紙業務委託では、広報「えんとつ」について施設の更新について特集号の発行を予定しておりましたところ、事業の進捗状況との兼ね合いにより、通常号での広報としたこと、及び施設等維持管理委託は契約差金が生じたことにより、それぞれ減額するものでございます。

1 4 節使用料及び賃借料は、コピー機の使用料について、使用実績が見込みを下回ったこと、パソコンの入替えについて契約差金が生じたことにより減額するものでございます。

1 8 節備品購入費は、契約差金が生じたことにより減額するものでございます。

1 9 節負担金、補助及び交付金は、えんとつフェスティバルを台風の接近のため中止したことに伴い、えんとつフェスティバル実行委員会への補助金を、キャンセル料等で支出した分を除き返還していただいたことによるものでございます。

続いて、同項 2 目財産管理費でございますが、1 8 節備品購入費は、契約差金が生じたことにより減額するものでございます。

2 5 節積立金につきましては、歳入で説明いたしました運用益の増を基金に積み立てるためそれぞれ増額するほか、財政調整基金につきましては、容器包装リサイクル協会からの拠出金を積み立てるものでございます。このことは、資源物中間処理施設の稼働に伴う分担金に関する調整で、容器包装リサイクル協会からの拠出金は 3 市の当該年度の投入実績に応じて按分し、翌々年度の分担金から控除することとしたため、それまでの間、財政調整基金で保管するものでございます。

次に、3 款塵芥処理場費でございます。

8 ページ、9 ページの 1 項 2 目塵芥処理維持管理費でございます。1 1 節需用費では、薬品油脂類で、主に焼却灰の処理に使用するキレート剤の購入単価が見込みを下回ったこと、電気料金で燃料調整費がマイナスで推移していること、都市ガスを使用する焼却炉の立ち上げと立ち下げの回数を、見込みよりも少なくできたことなどから、それぞれ減額するものでございます。

1 3 節委託料では、小型家電のリサイクルについて、逆有償、処理費用を支払ってリサイクルを委託することも想定されていたところ、本年度については、有償売払いとすることができたため、再資源化委託料を減額するものでございます。

1 5 節工事請負費でございますが、本年度の実施を予定しておりました 4・5 号ごみ焼却施設の延命化工事のうち 1 件につきまして、部品の調達に想定以上の期間を要することから、本年度の実施を見送り、来年度に実施することとしたため、当該工事に係る分を減額するものでございます。

2 7 節公課費は、排ガス中に含まれる硫黄酸化物の量が見込みより減となったことによる減額でございます。

1 項 3 目資源物処理維持管理費でございます。1 1 節需用費では、薬品油脂類で、一部の機器で油圧作動油の交換が不要であったことなどにより減額するものでございます。

1 3 節委託料では、委託により実施することを予定していた搬入物検査を、試行的に職員により実施したことに伴う減でございます。

2 項一目塵芥処理場建設費でございます。8 節報償費は、説明会等の際、手話通訳者をお願いすることを想定しておりましたが、希望される方はなく、依頼する見込みがないことから、謝礼につきまして減額するものでございます。

1 2 節役務費でございますが、新ごみ焼却施設の建設に当たり、6 万 6,000 ボルトの特別高圧線の引込みの検討料について、東京電力との調整の

結果、本年度内に支払う必要がなくなったことによる減額でございます。

13節委託料でございますが、一般廃棄物処理施設整備事業に係る技術支援業務委託に契約差金が生じたことによる減額のほか、ごみ焼却施設、環境影響評価業務委託に関するものでございます。こちらは、東京都環境影響評価条例に基づく事業段階の環境影響評価手続を、平成29年度以来、本年度中の完了を予定して進めてまいりましたところ、東京都における環境影響評価の一連の手続きが想定よりも期間を要しているため、平成30年度中に完了することを予定していた委託業務内容の一部を令和元年度に実施したことによる、令和元年度分の委託料の増でございます。

このことに関連しまして、ページ戻りまして、表紙から3枚おめくりいただきまして、左側の第2表繰越明許費をごらんください。こちらは、同様の理由によりまして、一連の手続きが予定していた本年度中に完了しないことから、委託業務内容の一部を来年度に実施するための繰越明許費として設定するものでございます。なお、3年間の委託料の総額につきましては、これらに伴います増減はなく、各年度に支払う委託料の変更という形でございます。

元のページ、8ページ、9ページをお開きください。

歳出の説明に戻りまして、3款2項1目塵芥処理場建設費の15節及び19節でございます。新ごみ焼却施設建設工事の着工に向けて、組合事業用地の拡張のため、小平市道第A-3号線の移設工事を本年度中に完了することを予定していたところでございますが、組合で発注する移設工事にあわせて、地中の水道管の工事を行う東京都水道局から、本年度中の実施ができない旨の連絡がありました。このことを受けて、本年度の歳出予算を皆減するものでございます。

恐れ入りますが、再度ページを戻りまして、表紙から3枚おめくりいただいた右側、第3表債務負担行為補正をごらんください。



こちらは、ただいま説明申し上げました、小平市道第A-の3号線の移設工事は、今後の新ごみ焼却施設の整備に向けて早期の完了が必要であるため、本年度中の発注及び着工ができるよう、債務負担行為を追加するものでございます。

重ねて恐縮でございますが、元のページ、8ページ、9ページをお開きください。

歳出の説明に戻りまして、4款公債費は、平成30年度に借り入れた起債において、当初借入利率0.2%を見込んでおりましたところ、一部、これを下回る利率となったことなどに伴う減額でございます。

次の10ページから13ページにかけましては、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書でございます。

以上が、補正予算第3号の説明でございます。

○議長【中村庄一郎】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第4号「令和元年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第3号)」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 日程第 9 議案第 5 号 令和 2 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について

## 日程第 10 議案第 6 号 令和 2 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

○議長【中村庄一郎】 続きまして、日程第 9、議案第 5 号「令和 2 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」及び日程第 10、議案第 6 号「令和 2 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、以上 2 件については関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第 5 号及び議案第 6 号につきまして、一括して説明を申し上げます。

組合の運営につきましては、既存施設と、来年度から稼働をいたします不燃・粗大ごみ処理施設の適正かつ計画的な運転維持管理に努め、効率的で安定したごみと資源物の処理を図りますとともに、3 市の市民の皆様が、将来にわたって安心して衛生的な生活を送ることができるよう、ごみ処理施設の更新を着実に進めてまいります。

また、情報提供を通して、管内市民とのより深い信頼関係を構築してまいります。

令和 2 年度の予算総額は 2 億 6 千 3 百 7 0 0 万円でございます。分担金につきましては、令和元年度と比較しまして、2 億 9 千 0 0 0 万円多い 2 億 3 千 0 0 0 万円のご負担をお願いするものでございます。具体的な内容につきましては、事

務局長が説明いたしますので、よろしくご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○事務局長【村上哲弥】** それでは、令和2年度一般会計予算の内容につきまして説明いたします。

予算の編成に当たりましては、組織市の厳しい財政状況の折、貴重な税金からの分担金であることを十分認識し、最少の経費で最大の効果をもたらせるよう予算編成を行ったところでございます。

まず、衛生組合の事業を行う上での基本的な事項でございますが、お手元の参考資料の1ページをごらんください。

事業の実施に当たりましては、(1)の組合事業の基本事項にございましており、引き続き関係法令を遵守し、効率的かつ安定的に受け入れたごみ及び資源物の処理を行うとともに、施設保全スケジュールに基づき施設の計画的な維持管理を行ってまいります。

また、あらゆる機会を通じ、地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築してまいりたいと存じます。

次に、(2)の令和2年度主要工事等でございますが、既存施設につきましては、定期的な補修工事に加え、令和2年12月の3号ごみ焼却施設の廃止までに、4・5号ごみ焼却施設の各種補修工事を重点的に実施いたします。

また、新ごみ処理施設建設工事を開始いたしますとともに、これに向けまして、小平市道第A-3号線移設工事を行います。

次に、2ページをごらんください。

組織市3市から衛生組合へのごみ・資源物の搬入量の見込量でございます。令和2年度は可燃ごみが計5万9,501トン、不燃・粗大ごみが計4,694トン、これら合計で6万4,195トンを見込んでおります。前年度の当初予算時

と比べ321トン多い見込みとなっております。

資源物につきましては、容リプラ、その他プラスチック製容器包装が計3,689トン、ペットボトルが986トン、これら合計で4,675トンを見込んでおります。

右側の3ページに、処理の流れをお示ししてございます。

令和2年度は、新しい不燃・粗大ごみ処理施設が稼働いたします。この施設では、これまでの施設では機械的に選別をしていた破砕可燃と破砕不燃が選別されることなく破砕残渣として出てまいります。この破砕残渣につきましては、埋め立てはせず、委託により資源化をいたします。量といたしましては、令和元年度が破砕不燃81トンの見込みでありますところ、令和2年度では2,500トンとなる見込みでございます。

一方で、木製家具などの可燃性粗大ごみは、これまでどおり一時保管し、時間帯を分けて処理することにより、その他の破砕残渣とは別に焼却処理を行います。焼却処理量は、令和元年度が破砕可燃5,622トンの見込みでありますところ、令和2年度は1,355トンとなる見込みでございます。なお、こうした処理は過渡期の措置で、(仮称)新ごみ焼却施設が稼働する令和7年度以降は、破砕残渣は組合において全量焼却処理し、熱エネルギーとして回収する計画でございます。

次に、8ページをお開きください。

衛生組合の主な財源である分担金の令和2年度算出資料でございます。

令和2年度の分担金の算出方法につきましては、令和元年度の算出方法と変更はございません。分担金は、塵芥処理等分といたしまして、運営費と施設整備基金積立分を、10%を3市均等に、90%を平成30年度のごみ搬入量に応じて3市で按分した金額としております。

また、資源物中間処理施設の運営経費につきましては、資源物処理分とし

して、10%を3市均等に、90%を令和2年度の資源物計画搬入量に応じて3市で按分した金額としております。

なお、精算額の欄がございますが、こちらは令和元年度及び2年度分につきましては、それぞれの年度の実績搬入量が確定いたしました後、その数値をもって分担金の再計算を行い、それぞれ翌々年度の分担金の算出の際に精算すること、また容器包装リサイクル協会からの拠出金を3市の投入実績に応じて按分し、翌々年度の分担金から控除することを予定して設けた欄でございます。このため、この欄に金額が入ってまいりますのは令和3年度の分担金の算出以降となります。

令和2年度の分担金といたしましては、塵芥処理等分と資源物処理分を合わせまして、1番右下の欄でございますとおり21億3,000万円をお願いするものでございます。前年度と比較すると2億9,000万円の増となっております。

それでは、予算書に沿いまして内容を説明いたします。予算書の表紙をおめくりください。

議案第6号の第1条に記載のとおり、令和2年度の組合事業に要します費用として、歳入歳出それぞれ26億3,700万円を計上してございます。前年度当初予算に対しまして15億1,300万円の減額でございます。

2枚おめくりください。第2表債務負担行為でございます。(仮称)新ごみ焼却施設の建設、及び既存ごみ処理施設の解体等を内容といたします、新ごみ処理施設建設工事の工事監理業務委託の債務負担行為を設定するものでございます。

右のページをごらんください。第3表地方債でございます。

新ごみ処理施設建設事業で借入れを予定してございます。

ページを5枚おめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金につきましては、先ほど説明申し上げたとおりです。

2 款使用料及び手数料は、組合敷地に設置されている電柱等の使用料でございます。

3 款国庫支出金は、新ごみ処理施設建設工事等に係る循環型社会形成推進交付金でございます。

4 款財産収入は、基金運用益の見込額を計上いたしました。

5 款繰入金でございます。財政調整基金繰入金は、歳出予算総額から分担金などの一般財源、及び国庫支出金などの特定財源を除いた財源の繰入れをするものでございます。施設整備基金繰入金は、新ごみ処理施設建設工事費及び同工事の工事監理委託費に充当するものでございます。

6 款繰越金は、前年度と同額の 2,000 万円でございます。

7 款諸収入でございます。1 項 1 目組合預金利子は、歳計現金に対する預金利子でございます。

2 項 1 目雑入は、鉄、アルミなどの金属類の売払いなどを見込んでおります。容器包装リサイクル協会からの拠出金につきましては、当初予算では 1,000 円の計上としております。

8 款組合債でございます。新ごみ処理施設建設事業に係る起債でございます。

次に、6 ページ、7 ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出に関しましては、地方自治法施行規則の一部が改正され、令和 2 年 4 月 1 日より歳出科目に 28 ある節のうち 7 節賃金が廃止となり、8 節以降の節についてはその番号を繰り上げることとなりました。8 節以降の節につきましては、元年度予算と節番号が変わりますので、ご了解くださいますようお願いいたします。

1 款議会費でございます。議員報酬及び速記委託など、議会開催等に要します経費でございます。

2 款総務費でございます。1 項 1 目一般管理費は、給与などの人件費及び事務費等でございます。1 節報酬は、公務災害補償等審査会、行政不服審査会の委員及び会計年度任用職員に対する報酬でございます。2 節給料は、特別職 4 人、一般職 19 人の給料でございます。令和 2 年度におきましては、資源物中間処理施設が稼働後 1 年を経過し、業務量が一定程度落ちついてまいりましたことから、一般職 1 人を減とする予算としております。3 節職員手当等は、一般職の各種手当及び期末勤勉手当でございます。4 節共済費は、東京都市町村職員共済組合への負担金等でございます。7 節報償費は、研修会講師謝礼を計上いたしました。8 節旅費は職員の出張等に伴う旅費でございます。

8 ページ、9 ページの 9 節交際費は、昨年度と同額でございます。10 節需用費は、事務・事業用の消耗品費、図書費及び修繕料が主な内容でございます。

11 節役務費は、インターネット使用料及び施設見学時の傷害保険料でございます。12 節委託料は、職員の健康診断、広報紙「えんとつ」の発行、施設の清掃や警備などの施設等維持管理委託、消防設備やエレベーターの保守などの機器等保守整備委託でございます。13 節使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン等の事務機器の借上料、及び連絡協議会による施設見学のバス借上料等でございます。18 節負担金、補助及び交付金は、全国都市清掃会議、三多摩清掃施設協議会、職員の研修などの負担金、地域共生事業「えんとつフェスティバル」及び職員互助会への補助金が主な内容でございます。

2 目財産管理費でございます。

次の 10 ページ、11 ページにかけまして、10 節需用費は、車両の燃料費及び各種設備や車両の修繕料などでございます。11 節役務費は、郵便料・電話料、建物総合損害保険料などでございます。13 節使用料及び賃借料は、小

平市及び東大和市にお支払いする土地借上料などがございます。24節積立金でございます。職員退職手当基金は、条例に基づき、組合固有職員の給料の8%相当分を、財政調整基金は、前年度歳計剰余金の見込み額の2分の1相当額を、施設整備基金につきましては1億5,300万円をそれぞれの基金の運用益と合わせ積立いたします。26節公課費は、自動車重量税でございます。

3目公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会への負担金でございます。

2項一目監査委員費には、監査委員の報酬及び所要の経費を計上いたしました。

3項1目余熱利用施設費は、足湯施設「こもればの足湯」の管理運営に要する費用でございます。7節報償費は、足湯施設運営連絡会委員に対する謝礼でございます。

12ページ、13ページにかけまして、10節需用費は、清掃などで使用する消耗品、上下水道料、電気料金及び修繕料などがございます。11節役務費は、電話料及び建物総合損害保険等の保険料でございます。12節委託料は、施設の管理や警備及び水質検査に要する費用でございます。13節、使用料及び賃借料は、AEDの借上料でございます。

次に、3款塵芥処理場費でございます。

1項1目塵芥処理総務費、8節旅費は、業務課職員の出張旅費でございます。

13節使用料及び賃借料は、資源物の売却先、立入検査等に係る有料道路通行料でございます。18節負担金、補助及び交付金は、研修会・講習会への参加費、技術管理協会への負担金でございます。

2目塵芥処理維持管理費でございます。焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設等の維持管理に要する経費でございます。10節需用費は、排ガス・焼却灰の処理等に必要薬品油脂類、施設の運転に係る電気料金、施設の修繕料など



でございます。

14ページ、15ページの11節役務費は、焼却灰の運搬量データを最終処分場へ送信するための電話料、及びごみクレーンの法定検査料などでございます。12節委託料でございます。参考資料の13ページ下段から14ページにかけて詳細を記載してございます。

処理・処分等委託は、最終処分場への焼却灰の運搬業務などのほか、不燃・粗大ごみの破碎残渣の資源化、使用済み小型家電のリサイクルにつきましても計上しております。先ほど説明申し上げましたとおり、新しい不燃・粗大ごみ処理施設の破碎残渣につきましても、従来の破碎不燃に比べ、資源化委託する量が増えることなどによりまして、再資源化の委託料といたしまして、前年度比で1億3,703万1,000円の増とさせていただきます。

施設等維持管理委託は、焼却施設などのプラント運転、炉内清掃などの処理場清掃、測定等委託は、各種環境測定業務の委託、機器等保守整備委託は、各種機器類の保守点検業務の委託でございます。新しい不燃・粗大ごみ処理施設におきましては、資源物や危険物のピックアップのための手選別ラインを設置しておりますため、そのための人員増に応じ、プラント運転の委託料といたしまして、前年度比で5,745万4,000円の増とさせていただきます。

次に、14節工事請負費でございます。

予算書では14ページ、15ページの中段、参考資料では15ページに詳細を記載してございます。

焼却施設では、燃焼設備の定期補修のほか、3号ごみ焼却施設は、廃止までの稼働に不可欠な補修を、4・5号ごみ焼却施設は、令和7年度までの稼働を見込み、それまでの期間に必要な補修・改善工事を行います。

その他共通工事では、緊急性を要する故障が発生した際に迅速な対応を行うための経費等を計上いたしました。

予算書に戻りまして、14ページ、15ページ中段の15節原材料費では、焼却炉のストーカ部品等を購入するものでございます。17節備品購入費は、施設の運転管理に必要な器具などを購入するものでございます。26節公課費は、排ガスに含まれる硫黄酸化物に対し、法律に基づき大気汚染負荷量賦課金を納入するものでございます。

次に、3目資源物処理維持管理費でございます。資源物中間処理施設の維持管理に要する経費でございます。参考資料の15ページから17ページに詳細を記載してございますので、あわせてごらんください。

10節需用費は、臭気対策、VOC脱臭等に要する薬品類、選別した資源物の梱包に必要なバンドやフィルム等の消耗品費、施設の運転に要する光熱水費等を計上しております。11節役務費は、クレーン法定検査、建物総合損害保険料等でございます。12節委託料は、プラント運転、残渣の運搬、環境測定、各種機器の保守点検に要する経費でございます。一部の機器について、稼働初年度であることで令和元年度では不要であった保守点検が、令和2年度からは必要となることなどにより、機器等保守点検の委託料としまして、前年度比で1,387万3,000円の増とさせていただいております。

予算書に戻りまして、16ページ、17ページの13節使用料及び賃借料は、コピー機等の借上料でございます。17節備品購入費は、什器類を購入するものでございます。

続きまして、2項1目塵芥処理場建設費でございます。8節旅費は、計画課職員の出張旅費でございます。10節需用費は、事業用消耗品費等でございます。12節委託料は、ごみ焼却施設整備に係る支援、新ごみ処理施設建設工事の工事監理業務委託でございます。13節使用料及び賃借料は、工場検査に際してのタクシー代でございます。

18ページ、19ページにかけましての14節工事請負費は、冒頭で説明申

し上げました新ごみ処理施設建設工事及び小平市道第A-3号線移設工事でございます。18節負担金、補助及び交付金は、小平市道第A-3号線の移設に伴う水道管の移設について、東京都水道局にお願いすることとなりますことから、負担金として東京都にお支払いをするものでございます。

4款公債費でございます。1項1目元金は、3市共同資源物処理施設整備工事に伴う起債の元金、同項2目利子は、3市共同資源物処理施設整備工事及び不燃・粗大ごみ処理施設整備工事に伴う起債の利子の償還でございます。

5款予備費には1,207万2,000円を計上いたしました。

20ページから25ページまでは給与費明細書でございます。給与及び具体的な職員の処分などを記載したものでございます。

26ページ、27ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

28ページは、地方債現在高に関する調書でございます。

以上が、令和2年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額を含めた令和2年度の小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の内容でございます。

以上でございます。

**○議長【中村庄一郎】** 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。

**○12番【渡邊一雄】** 予算書の15ページ、3款1項2目塵芥処理維持管理費の委託料、その中の測定等委託、これに関してお聞きしたいんですけども、今年の1月6日の新聞報道で、立川市、それから武蔵村山市の井戸から有機フッ素化合物、PFOS、PFOAという種類らしいんですけど、これが基準値、国内ではまだ基準が定められていないんですけども、アメリカの基準に当てはめると、武蔵村山では約2倍、立川では19倍の検出があったという報道がありました。

これ、東京都の調査ではあるんですが、原因がまだはっきりとしているわけではありませんけれども、やはりこのフッ素化合物が、米軍基地でいうと大量に使用する泡消火剤、あるいは日常生活でいうと防水性の衣服とか、あるいはフッ素加工のフライパンとか、そういったものに含まれているということがあります。

それで、当然、焼却場においても、こうした防水加工したものの焼却とか等々があって、そういった有機フッ素化合物が残留しているという危険性は大いに考えられると。やはり今、住民の皆さん、この報道があつてから、自分たちの飲み水は大丈夫なのかという、非常に不安を抱えていらっしゃるということをお聞きしております。

やはり焼却場としても、測定をしている中で、測定項目の中にフッ素及び加工物という項目があるかと思うんですが、現在、この問題になっている有機フッ素化合物というのが、現在の測定の中で入っているのかどうかというのをまず確認させていただきます。

**○計画課長補佐【片山 敬】** お答えいたします。

今、まず一番目に、私どもが認識している状況ですけれども、PFOS、PFOA、これはおっしゃったとおり有機系のフッ素化合物でございます。界面活性剤として使われておりまして、撥水剤、それから防汚剤、テフロン加工です、それから泡消火剤の成分として利用されています。

人への健康の影響ですけれども、現在、研究段階でございまして、発がん性があるのではないかという研究報告はあるようでございますけれども、人への毒性については結論が得られていない状況です。しかしながら、環境中でほとんど分解しないことから、生物中に蓄積していくことになる。これらのことから、国連においては厳しく製造と使用が制限されているという、こういう状況を認識しております。

現在で、組合でどのような測定をしているかということでございますけれども、1つに、井戸水について測定しております。もう1つは下水。井戸水と下水、私どもが下水道に放流する下水と、使用している井戸水、飲料としては使っておりませんが、こちらの測定をしています。フッ素及びフッ素化合物という項目で測定しております。井戸水については検出限界以下、検出されておられません。下水については、下水排除基準以下という濃度でございます。

現状では、こういう状況でございます。

以上です。

○12番【渡邊一雄】 そうしますと、フッ素及びフッ素化合物ということで、井戸水からは検出されていなくて、下水からは基準以下で検出されていると。

問題となっている有機フッ素化合物、専門的な話になるとあれなんですけど、問題になっているPFOS、PFOAということ限定して測定されているのかどうかという点ではいかがでしょうか。

○計画課長補佐【片山 敬】 現状では、測定はいたしておりません。

○12番【渡邊一雄】 そうすると、やはりこれから国としても基準を定めたりしていくことになると思うんですけども、環境、それから人体への影響が疑われる状況で、やはり先手、先手でしっかり対応していくということも必要だと思うんですが、まず伺いたいのは、技術的に、現状の測定の中でPFOS、PFOAということ限定して分析をすることが可能なのかどうかというのはいかがでしょうか。

○計画課長補佐【片山 敬】 これも認識でございますけれども、文献によりますと、イオンクロマトグラフという方法があるようでございますけれども、一般化していないというふうに認識しております。このような状況でございます。

以上です。

○12番【渡邊一雄】 一般化していないけれども、何かしら測定する方法はあるということで、やはり住民の方々の不安、特に地下水に影響しますと、地下水脈というのが非常に複雑で、どこに影響が出るかわからないという状況らしいので、ぜひこの測定に向けて検討していただきたいなと思うんですが、今後に向けては、この有機フッ素化合物への対応について、現状でどういうふうにお考えでしょうか。

○計画課長補佐【片山 敬】 先ほど申しましたように、井戸水、それから下水について測定しておりまして、私ども廃棄物処理施設でございますので、固体だけではなく気体、それから残念ながら、液体についても入ってくる可能性がある施設でございます。新しい焼却施設においては、排気ガスもこれらに加えて測定をしていく計画でございます。

さらに、議員ご指摘でございますので、このPFOS、PFOAですか、こういうものの測定方法についても研究していきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○12番【渡邊一雄】 ぜひ研究して、実際に測定に至るように前向きに検討していただきたいと思います。

もう1つは、やはり私たちも、一体これが何者なのかという、ほとんど雲をつかむような状態であります。住民の方も、まだまだこの情報は得られていないと思いますので、何かしら、また専門家の方を招いてとか、学習をしていくような機会もあわせて検討していただきたいということを要望しておきます。

○議長【中村庄一郎】 ほかに質疑はございませんか。

○8番【森田真一】 ご説明ありがとうございます。幾つかお伺いします。

新ごみ処理施設の契約、落札ということで先日ご連絡いただきましたので、これから組合としても新しいフェーズに入ってくるということなんだと思うん

ですが、そこで幾つかお伺いしたいんですけれども、1つは、この予算全体についてということになるかと思うんですが、この落札価格そのものが、この予算にはどんなような形、当初予算としてはどういう形で反映されているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、地方債が3表に示されておりますが、これを20年で償還すると書いてあるんですけれども、結局この20年間で分担金に、これが入ってくるという理解でよろしいかどうか。そのときに、利率は年率5%以内とあるんですが、現状でということになりますけれども、利率ですから当然動くわけですが、今実際に償還している率なんかでいうと、大体実際にどれぐらいのところにおさまっているのかということがわかれば教えてください。

それから、応札に当たっては結果的に1社入札という結果になったわけですが、市民の皆さんからいろいろご意見賜りますと、入札が競争にならなかったものですから、結果として、言ってみれば物差しが働かなかった結果になっているので、これが一般的に高いものなのか安いものなのか判断の指標を失ってしまったというお話を伺っております。事後的にはなるんでありますが、例えばここ数年、同様の新炉、施設の建設をされたようなところで、処理単価当たりでいえばどれぐらいの建設費用や運転委託におさまったのかとか、何か物差しになるようなものを幾つか示して、それとの見合いで、大体想定の相場の中におさまったんだとか、そういうようなことも今後示していただきたいというお話も聞きましたので、そういったことは可能かどうかということについてお伺いしたいと思います。

○総務課長【谷川知治】 それでは、順にお答えさせていただきます。

1点目の新ごみ処理施設整備運営事業の落札額について、この当初予算上でどう反映されているかというご質問ですけれども、この当初予算上、歳出の3款の2項1目14節、こちらで新ごみ処理施設建設工事請負費という形で計上は

させていただいておりますけれども、こちら、新ごみ処理施設整備運営事業の入札額、落札額を反映したものではありません。組合で想定として持っておりました工事請負費から令和2年度分を切り出したような形で計上してございます。これは、入札額に応じました来年度分の費用の反映が間に合わなかったためということでご了解いただければと存じます。

2点目の地方債、起債、20年で償還、こちらが分担金に影響していくのかというお尋ねでございますけれども、ご指摘のとおりでございます。公債費につきましては特定の財源がございませんので、起債をしまして、実際には最大で20年、最初の3年間は利息を返済し、残り17年で元金と利息を返済するという形が一般的になりますけれども、そうした形で償還をしていくに当たりましては、そちらは分担金を頂戴して、そちらから返還していくという形になります。

率につきましては、現状、既に借入れをしております実績で申しますと、直近では0.02%でございます。ただ、平成28年度では0.2%ということもございます。変動もいたします。また、このときの借入れといいますのは15年償還になりますので、20年になりますと若干高くなるということにはなるかと思いますが、いずれにしましても、変動もいたしますので、あくまでこちらはご参考というふうにお考えいただければと存じます。

他団体との比較ということにつきましては、現状ではそういった比較は持っておりませんけれども、また他団体とは、例えば工事の内容が違ったり、一概に比較できるかというところ、そこもまた難しい部分はございますけれども、今後、何らかの形でお示しできるようにはしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**〇8番【森田真一】** ありがとうございます。処理能力当たりの単価とかは、



環境省でも平成十四、五年ぐらいに一度調査やって、それ以来、発表している数字がないので、もう随分時間もたっていますから、重要な物差しになるものが直近ないというようなこともありますので、ぜひ組合の努力で、横並びになっていないからおかしいとか、そういう話じゃなくて、市民の皆さん共有できるような物差しをなるべく複数提示して、今後の事業のご理解いただくという、そういうようなことでの要望でありますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長【中村庄一郎】 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 質疑を終了することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は、反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をいたします。採決につきましては、議案ごとに行いたいと思っております。

最初に、議案第5号「令和2年度における小平・村山・大和衛生組合が組織する市の分担金額について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第6号「令和2年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、本

案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 日程第 1 1 議案第 7 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長【中村庄一郎】 続きまして、日程第 1 1、議案第 7 号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第 7 号につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和 2 年 1 月 1 7 日付で福生病院組合より経営形態の見直しに伴い、本年 4 月 1 日付で福生病院企業団への名称変更の申し出があったことから、規約の一部改正について地方自治法第 2 9 0 条の規定に基づき提案をするものでございます。

以上が本案の内容でございます。

○議長【中村庄一郎】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 なしということですので、討論なしと認めます。

直ちに採決をいたします。議案第7号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を閉会といたします。

午前10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長            中 村 庄一郎

小平・村山・大和衛生組合議会議員            比留間 洋 一

小平・村山・大和衛生組合議会議員            木戸岡 秀 彦

小平・村山・大和衛生組合議会議員            波多野 健